参考資料

① 早池峰クリーン＆グリーンキャンペーン

② 山頂避難小屋（トイレブース、無人販売箱）

③ し尿担ぎ下し（山頂避難小屋裏手）

④ し尿担ぎ下し（河原の坊駐車場トイレ）

⑤ 仮設トイレ（小田越）

⑥ 携帯トイレ回収ボックス（小田越）

⑦　高山植物盗採防止合同パトロール（河原の坊）

⑧　高山植物盗採防止合同パトロール（薬師岳）

⑨　移入種（セイヨウタンポポ）駆除（河原の坊）

⑩　移入種（セイヨウタンポポ）駆除（山頂の様子）

⑪　移入種（オオハンゴンソウ）駆除（笠詰橋）

⑫　移入種（オオハンゴンソウ）駆除（小田越付近）

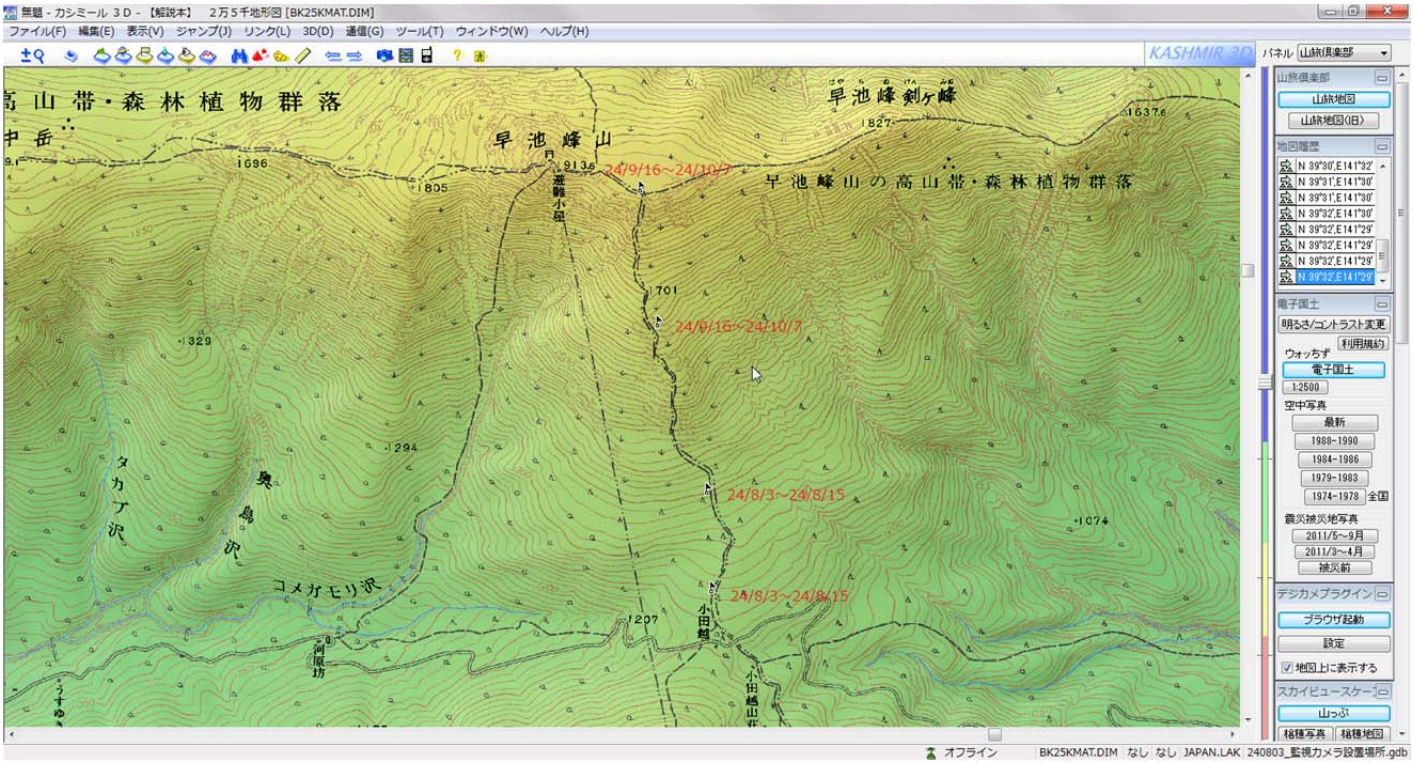

デジタル赤外線カメラ設置地点

← 24/8/4 AM2:21

24/8/12 AM4:24 →

最近、この花をよく見かけませんか？
これを栽培したり、拡げたりすることは、禁止されています。

オオハンゴンソウは、「特定外来生物」です！

７月～10月頃にかけて、鮮やかな黄色の花を着けるオオハンゴンソウ。

上川町の街の中、道路沿いや鉄道線路脇などで最近目立ってきています。しかし、きれいな花だからといって、ご自宅のお庭や花壇等で栽培したりしては、いけません！！

オオハンゴンソウは、日本の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され※、栽培だけでなく、生きた状態での運搬、売買、野外に放つことなどが禁じられています。（※詳細は裏面をご覧下さい）

ひとくちコラム：その他の外来植物

特定外来生物のような法的な規制は受けないけれども、生態系に悪影響を及ぼす可能性があり、その取り扱いに注意し、できるだけ拡げないようにして頂きたい外来植物は色々あります。

上川町近辺でよく見かける外来植物には、左に載せたアラゲハンゴンソウやオオアワダチソウ等があります。

環境省　上川自然保護官事務所

特・定・外・来・生・物・と・は？

「特定外来生物」とは、外来生物法により生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物です。

外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育、栽培したり、生きた状態で保管・運搬・販売・譲渡すること、また野外に放つこと等を原則禁止としています。

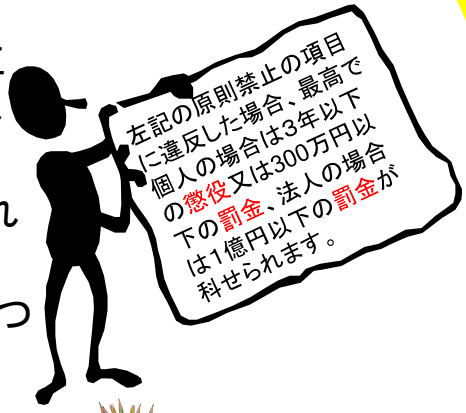

あんなにきれいなオオハンゴンソウが、どうして「特定外来生物」なの？

北米原産のオオハンゴンソウは、明治中期に観賞用に日本へ導入されました。その後、野生化が進み、現在では全国に分布しています。

北海道登別市キウシト湿原、十和田八幡平国立公園や日光国立公園（戦場ヶ原）等では、オオハンゴンソウの勢力が広がり在来種にとって深刻な状況であるため、駆除が行われてきました。

人の手でこれ以上この植物による被害を拡げないようにするため、国は平成18年２月に「特定外来生物」に指定しました。

オオハンゴンソウ

学名
Rudbeckia laciniata

特徴
- キク科の多年生草本。
- 高さは0.5～3m程度。
- 温帯に分布。
- 開花期は７～10月。
- 横に走る地下茎から茎を延ばす。
- 種間交配などで育成された園芸品種が多く、ルドベキアの総称で流通していたものもある。

オオハンゴンソウを処理するときの注意

■少量を処理する場合

ご自宅のお庭に生えている場合など、少量を処理するときは、根から引き抜き、その場で拡げないように２～３日天日にさらすなど枯死させた後、ビニール袋などに密閉して燃えるゴミとして処分してください。

■大量に処理する場合

自治会や団体の活動などで、大量の処理する場合は、上川自然保護官事務所にお問い合わせください。生きたままの株、種子、器官（根）を移動させることは、外来生物法で禁止されているので、処分方法についてアドバイスさせていただきます。

お問い合わせ先：環境省　上川自然保護官事務所
（上川町中央町98－4、TEL：01658－2－2574）